

7. 全国国民年金基金 日本医師・従業員支部

国民年金基金制度も岡山県医師会が直接関与するものではありませんが、会員をはじめとする医師やご家族及び従業員の福祉に深いかかわりのある制度なので、その概要をご紹介します。

①日本医師・従業員支部は、日本医師会を設立母体とする日本医師・従業員国民年金基金が、全国基金への統合に伴い、事務所などはそのままに移行した医師並びに従業員のための職能型支部です。

②今日、「人生100年時代」への着実な備えが必要とされていますが、国民年金加入者(第1号被保険者)の年金給付は、厚生年金加入者(第2号被保険者)と比べて一般的に少なく、老後生活への自助努力が求められています。

国民年金基金は、法律に基づき、国民年金(老齢基礎年金)に上乘せする「公的な年金制度」です。

国民年金基金制度は、人生100年時代に向けた「終身年金」が基本となっているほか、掛金額が全額社会保険料控除となるなど優れた税制上の優遇措置が設けられています。

③加入資格等

- ア 満20歳以上60歳未満の国民年金第1号被保険者の方。
- イ 満60歳以上65歳未満の国民年金に任意加入している方。
- ウ 現在国民年金基金に加入していない方。
- エ 医師会の会員でなくても加入できます。
- オ 日医年金に加入している方でも重複して加入できます。
- カ ご家族・従業員の方も加入できます。

④加入コース

1口めは、終身年金となっており、死亡時に一時金が支給される「保証期間」の付いたA型、「保証期間」のないB型の2つのコースからいずれかを選びます。

2口め以降は、終身年金A型・B型のほか、確定年金(年金の支給期間に応じて5つのコースがあります)の計7コースの中から選べます。

なお、1口めのみでも加入できます。

⑤掛金

- ア 掛金は、加入時の年齢、性別、選択したコース(型)、加入口数によって決まります。
- イ 掛金の上限額は月額 68,000 円です。
- ウ ライフサイクルに合わせて、掛金の増口・減口が可能です。
- エ 1年前納(割引有)、一括納付(割引無)が可能です。

⑥税制上の優遇措置

「公的な年金制度」として、次の税制上の優遇措置が設けられています。

- ア 掛金は、全額社会保険料控除の対象となります。
- イ 受給する年金は、公的年金等控除の対象となります。
- ウ 遺族一時金(B型を除く)は、非課税となります。

⑦中途脱退

- ア 厚生年金に加入した場合は、脱退となります。また、任意の脱退はできません。
- イ 仮に、脱退しても、掛金を納めた期間に応じた年金がお約束の年齢から支給されます。短期間の加入であっても掛け捨てにはなりません。

◆詳細は下記事務局へお尋ねください。

〒170-0002

東京都豊島区巣鴨1-6-12 マグノリアビル2階

全国国民年金基金 **日本医師・従業員支部**

0120-700-650

